

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第  
223号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中第3項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号から  
第6号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを  
使用することができる。